

平成27年度に寄せられた提案等

問合先 総務課秘書室広報広聴係
電話0229-33-2112

受付日	提案区分	提案等内容 要旨	担当課	回答内容
H27.8.26	要望・提案	1. 小学校放課後預かりを、来年度より小学校6年生までを対象とすることについて	子ども家庭課	放課後児童クラブの対象児童は、「町内の小学校に在学する低学年の児童で、保護者等が労働等で昼間家庭にいないことにより、適切な保護指導を受けられない3年生までの児童」と条例で定めておりますが、今後、町では放課後児童クラブの対象児童の拡大を図るために、小学校の空き教室を利用し、専用スペースの確保ができないか、教育委員会と協議を進めることとしています。 1. 放課後児童クラブ 国の基準では、放課後児童クラブにおける児童の集団の規模は40人程度が望ましいとされています。また「一放課後児童クラブの規模については、70人までとすること」とされています。平成27年度不動産放課後児童クラブの利用状況は、1年生から3年生までの児童の定員70人に対して78人となっています。町では、できるだけ多くの児童の使用を認めるため、定員の120%まで許可しているところです。 放課後児童クラブの運営には、児童の心身の状態、養育の状態などについて観察する配慮が求められます。児童が放課後生活を安全かつ安心して過ごせるよう、指導員はおおよそ児童10人につき1人を配置するように努めています。 定員を大幅に超えて使用を許可した場合、施設内で事故が発生する危険性が高くなるとともに、専用スペースも限られているため、児童が安全かつ安心して過ごせるためには、高学年の使用を制限することもやむを得ないと考えておりますので、御理解をお願いします。 2. 4年生以上の放課後児童クラブの対応について 3年生までの児童の使用を優先的に許可し、定員の120%までの枠内で4年生以上の児童を受け入れる予定であります(定員を超過するような場合は、ひとり親家庭等を優先します。) 定員の120%の枠を超えた場合 定員の枠外で4年生以上の児童を対象に、ランドセルのまま児童館を利用できる「ランドセル登館」に登録していただき、下校時はこれまでどおり児童館を利用することができるよう対応してまいります。ただし、放課後児童クラブの教室は、利用できません。 ランドセル登館の登録については、児童館から3学期になりましたら現在の3年生を対象にお知らせします。
H27.9.28	要望・提案	1. 空家に対する町の対応について ・昨年5月下旬に「平成27年春まで解体する」ということだったがどうなっているのか。	町民生活課	1. これまでの対応につきましては、実態調査を行い、美里町空き家等の適正管理に関する条例第6条の規定に基づき、昨年は8月に、今年は7月及び9月に空き家等適正管理に関する指導書を所有者に送付しております。今後も定期的に現地調査を行い、必要であると認めた場合は、引き続き助言又は指導等を行ってまいりますので御理解いただきますようお願いいたします。
H27.11.4	要望・提案	1. 平成28年度より小学4年生以上の受け入れについて 2. 小学4年生以上で預けたいと希望する保護者への実態調査について 3. ランドセル登館の登録、自由来館について おやつ時には、子どもはその場から離されるのか ランドセル登館の保険について 長期休業中の児童館行事について	子ども家庭課	1. 平成28年度より小学4年生以上の受け入れについて 不動産放課後児童クラブの4年生以上の受け入れにつきましては、平成28年度から4年生までを不動産児童館で受け入れいたします。また、不動産児童館の和室改修は、児童受け入れ後の4月以降に実施いたします。各放課後児童クラブの4年生の申し込みにつきましては、各児童館でのポスター掲示や、広報みさと2月号及び町のホームページに掲載いたします。5年生以上の受け入れにつきましては、不動産小学校の余裕教室の有無の確認をし、余裕教室がある場合は、その教室を活用できないか教育委員会と協議を進めてまいります。 2. 4年生以上で預けたいと希望する保護者への実態調査について 昨年12月から3年生の保護者を対象に、個別に希望を伺っております。 3. ランドセル登館の登録、自由来館について ランドセル登館と自由来館の区分につきましては、次のとおりです。自由来館：学校から一度家に帰宅後、ランドセルを置いてから児童館を利用することで、登録の必要はありません。ランドセル登館：学校からランドセルのまま児童館を利用することで、事前に登録が必要になります。 おやつ時には、子どもはその場から離されるのかについて おやつは、放課後児童クラブの利用者からおやつ代をいただき提供しているため、自由来館、ランドセル登館の子どもの分までは用意できません。そのため、やむを得ずその場から離さざるを得ません。また、長期休業の場合は、各自持参してもらうことを検討しております。 ランドセル登館の保険について 平日、児童館では主に宿題等をして過ごすことを前提としていますので、保険はかけておりませんでした。来年度は、放課後児童クラブの利用者と同様に、保険をかけますので御負担をお願いいたします。 長期休業中の児童館行事について 希望があれば参加いただけます。
H27.12.8	要望・提案	1. 「美里町行政区長等に関する規則、(職務等)第6条行政区長の職務」について ・区会長自ら自主的に積極的に、生活環境の問題を発見し、提起し、区会自ら役所に頼るだけでなく、事を善処する姿勢が大事であると思います。区会長の職務に欠けている項目の検討をお願いします。	総務課	1. 町では、本年度、新たな総合計画を策定し、今後のまちづくりの方向性を示してまいります。これまで以上に、住民の皆様の御理解と御協力をいただくこともあるかと考えております。特に、住民活動及び地域コミュニティの主体的な活動の推進は、大切な取組項目であるとともに、行政区長の役割も重要であると認識しております。さて、御提案いただきました美里町行政区長等に関する規則に規定しております行政区長の職務につきましては、樹木の伐採等の環境衛生分野に限らず「(3) 行政区住民の要望及び連絡事項に関すること。」で包括できていると考えております。なお、地域の生活環境に関する取組につきましては、役場に頼るのではなく地域の課題として積極的に取り組まれている自治会等があることは、大変ありがたいことだと思っております。このことにつきましては、行政区長の職務というよりも地域住民、地域コミュニティ、役場において、それぞれが共通課題と認識し、役割に応じて取り組むべき課題であると考えております。

平成27年度に寄せられた提案等

問合せ 総務課秘書室広報広聴係
☎0229-33-2112

受付日	提案区分	提案等内容 要旨	担当課	回答内容
H28.2.18	要望・提案	1. 児童館職員の指導力について ・児童館を利用しているが、先生の指導に疑問がある。子どもの姿を見きれていない、指導能力が不足しているのではないかと。親が安心して放課後子どもをお願いできる場所をつくってください。	子ども家庭課	1. この度、不動堂児童館職員の指導力について御指摘していただいた件につきまして、2月23日の不動堂児童館の職員会議において、放課後児童クラブを利用している子どもたちが「安心・安全で生活できること」「子どもたちの発達の特徴や子ども同士の関係を把握し、子ども一人ひとりに適切に接すること」を再確認いたしました。今後は、職員全員の共有認識のもと、子どもたちから信頼されるよう努めてまいります。また、保護者が安心して子どもを預けられるように、職員には子どもの育成支援の充実を図るための研修の機会を確保しながら、資質の向上に努めてまいりますので、御理解いただきますようお願いいたします
H28.2.24	要望・提案	1. 美里町民バス運行に係る要望について (1) 現行の第14便について 美里町役場17:33着、その後回送便となる現行の14便について、鹿島台駅まで運行できるよう、お願いしたい。 (2) 現行の第3便について 鹿島台駅発7:36を8:00発に変更をお願いしたい。 (3) 現行の第11便について 現行の南郷庁舎15:35発を 分ほど遅らせて15:50発に変更をお願いしたい。	防災管財課	(1) 現行の第14便について 美里町役場17:33着の後、回送便となるバスを鹿島台駅まで運行すること、また、鹿島台駅から美里町役場まで運行することについては、現在の住民バスの運行距離や運行時間を大幅に延伸することとなり、車両や運転手の確保など現在の住民バス運行契約での対応は困難です。 (2) 現行の第3便について 鹿島台駅7:36発を8:00発に変更することについては、大崎市民病院方面へのバス利用者に対する影響が大きいことから、対応は困難です。 (3) 現行の第11便について 南郷庁舎15:35発を15分ほど遅らせて15:50発に変更することについては、その後の14便への影響が発生することから、現状での対応は困難です。 以上のとおり、現状において御要望に対応することは困難ではありますが、住民バスの運行等については、限られた予算の中で利便性の高いものになるよう常に検討を重ねております。 今回いただいた御要望を参考にしながら、住民バス時刻表の改正を行ってまいりますので、今後とも御理解と御協力をお願いいたします。